

東京学芸大学コミュニティセンターの使用等に関する内規の一部改正について

改正理由：施設使用料の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(使用料)</p> <p>第7 学外者が使用する場合の1時間当たりの使用料(光熱水費を含む。)は、次のとおりとする。ただし、あらかじめ学長が認めた地域団体の使用料は、これによらないことができる。</p> <p>(1) 第2学生ラウンジ <u>600円</u></p> <p>(2) コミュニティホール <u>700円</u></p> <p>(3) コミュニティセンター(全体) <u>1,300円</u></p> <p>2 使用料は、現金で前納するものとする。</p> <p>3 支払われた使用料は、原則として還付しない。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この内規は、平成30年7月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(使用料)</p> <p>第7 学外者が使用する場合の1時間当たりの使用料(光熱水費を含む。)は、次のとおりとする。ただし、あらかじめ学長が認めた地域団体の使用料は、これによらないことができる。</p> <p>(1) 第2学生ラウンジ <u>400円</u></p> <p>(2) コミュニティホール <u>400円</u></p> <p>2 使用料は、現金で前納するものとする。</p> <p>3 支払われた使用料は、原則として還付しない。</p> <p>〔省略〕</p>